

務所に折衝したるも要求容れられず、遂に十八日組合員約二百名を動員して組合旗を掲げ工事場に押しかけて土地の周圍に鐵線で柵を設け工事従業員を威嚇して工事を中止せしむるに至つたので、所轄小倉警察署は警官を急派して中心人物たる縣聯委員長田原春次以下幹部組合員三十一名を暴力行爲取締法違反として檢擧したのである。

かくて檢擧取調の結果三月十三日右田原春次等十五名を暴力行爲等處罰に關する法律違反として檢事局へ送致すると共に其の内田原春次（委員長）林英俊（組織部長）畑口尊正（財政部長）藤本幸太郎（青年部長）佐保高（争議部長）野澤四郎（常任書記）下原忠次（支部長）の七名は暴力行爲取締法違反、治安警察法違反として拘留狀執行されたのである。而して五月十二日福岡地方裁判所小倉支部に於ける判決は左の通りであつた。

懲役五ヶ月  
三ヶ月  
三ヶ月  
罰金二十圓（小作人）

田原春次  
野澤四郎  
下原忠次  
井手尾鶴吉  
外組合員四名